問 枚方税務署 ☎072-844-9521

R8年分所得税の確定申告

確定申告はスマホやパソコンで作成できます

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から申告書等を作成し、提出できます。

確定申告会場

【給与所得、年金所得の方の還付申告会場】（スマホ申告専用）

スマホ申告専用会場のため、スマホおよびマイナンバーカード（２種類の暗証番号を含む）を必ず持参してください。

日時　R9.2/8㈪・9㈫・10㈫9:30～15:00
場所　ゆうゆうセンター４階　多目的ホール
対象　市内在住の方
※事前に入場整理券の申込みが必要です（提出のみの場合は不要です）。
12/1㈫～25㈭に①住所②氏名③生年月日（家族分を相談する場合は、全員の②③）④電話番号（日中連絡可能な番号）⑤相談希望日（第３希望まで）を記載して、課税課市民税係まで郵送または持参、FAX、Eメール。〒576-8501（住所記入不要）交野市役所　課税課　市民税係　FAX072-895-2101　✉kazei@city.katano.osaka.jp（標題・件名に「確定申告申込」と記載）
問 ☎072-892-0121
※時間指定はできません。
※一日の定員を超えた場合は抽選。
※１月中旬、枚方税務署から抽選結果および入場整理券を郵送します。

【枚方税務署】

日時　R9.2/16㈫～3/15㈰9:00～15:00　※土・日曜日・祝日を除く。
※会場への入場は、LINEによるオンライン事前予約が必要です。
（予約希望日の14日前から前日16:00まで予約可能）
※会場へは公共交通機関でお越しください。

申込

問 子育て支援課 ☎072-810-5820

R9年度放課後児童会入会申請・資料の配布

HP

放課後に保護者の労働等により、保護が受けられない児童に対して放課後児童会を開会しています。入会申請は毎年必要です。

対象　市内在住の新小学１～６年生で、保護者の労働や病気等の理由により、放課後の時間に保護を受けられない児童。
※低学年を優先。申込状況により高学年は新規・継続に関わらず入会待機となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
会費　会費やおやつ代等が必要です。詳細は入会要領またはHPをご覧ください。
申請用紙の配布　12/1㈫から各児童会と子育て支援課またはHPからダウンロード
（祝日・12/28～R9.1/3を除く）
申込　R9.1/5㈫～10㈯に申請書類一式を子育て支援課、またはオンライン申請。
※受付時間等は配布書類に記載しています。

配布場所	配布時間
全児童会	▷月～金曜日 13:00～18:30
土曜日も配布している児童会 ▷星田児童会　▷岩船児童会　▷倉治児童会 ▷藤が尾児童会 ▷交野みらい児童会	▷土曜日 8:30～18:30 ※第４土曜日を除く
▷子育て支援課（ゆうゆうセンター２階） ※業務時間外は、窓口のカウンターに書類を設置していますので、必要数をお持ち帰りください。	▷月曜日 9:00～17:00 ▷火～日曜日 9:00～21:30

問 人事課 ☎072-892-0121

市職員の募集

募集する職種、受験資格、採用予定人数等は下表のとおりです。各職種とも、国籍・性別は問いません。

HP

採用予定日　R9.4/1㈬　**第１次試験**　録画動画による個別面接を実施
募集要項　HPに掲載　**申込**　12/8㈫までにWeb申込

職種〈募集人数〉		受験資格
事務職〈7人程度〉	A	H8.4/2～H21.4/1に生まれ、学校教育法による大学、短期大学等、高等学校を卒業した方、または同等程度の資格を有する方
	B	【公務員経験者】S51.4/2以降に生まれ、国、都道府県または当市を含む市区町村において、事務職の常時勤務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除く）として一般行政事務に関する実務経験が直近10年以内に３年以上ある方
事務職（学芸員）〈若干名〉	A	S56.4/2以降に生まれ、次の①および②の両方に該当する方 ①学校教育法による大学（短期大学を除く）または大学院において、考古学または文化財学の課程を専攻し、かつ、卒業または修了した方 ②博物館法第５条に規定する学芸員資格を有する方
	B	【公務員経験者】S56.4/2以降に生まれ、国、都道府県または当市を含む市区町村において、埋蔵文化財調査に関する専門職の常時勤務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除く）として、埋蔵文化財の発掘調査、遺物整理、報告書作成等の実務経験が直近10年以内に３年以上ある方
事務職（司書）〈2人程度〉	A	S56.4/2以降に生まれ、図書館法第５条に規定する司書資格を有する方
	B	【公務員経験者】S56.4/2以降に生まれ、国、都道府県または当市を含む市区町村において、司書の常時勤務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除く）として図書館等の実務経験が直近10年以内に３年以上ある方
建築職〈4人程度〉	A	S51.4/2以降に生まれ、次の①または②に該当する方 ①学校教育法による大学、短期大学等、高等学校で、建築に関する専門の課程を修了した方 ②一級または二級建築士のいずれかの資格保持者
	B	【公務員経験者】S51.4/2以降に生まれ、国、都道府県または当市を含む市区町村において、建築職の常時勤務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除く）として建築工事に係る設計、施工管理等の実務経験が直近10年以内に３年以上ある方
土木職〈5人程度〉	A	S51.4/2以降に生まれ、次の①または②に該当する方 ①学校教育法による大学、短期大学等、高等学校で、土木に関する専門の課程を修了した方 ②１級または２級土木施工管理技士、技術士（建設または上下水道部門）のいずれかの資格保持者
	B	【公務員経験者】S51.4/2以降に生まれ、国、都道府県または当市を含む市区町村において、土木職の常時勤務を要する職（会計年度任用職員、非常勤職員、任期付職員は除く）として土木工事に係る設計、施工管理等の実務経験が直近10年以内に３年以上ある方
保育士〈3人程度〉		S51.4/2以降に生まれ、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する方
事務職（障がい者を対象とした募集枠）〈5人程度〉		S56.4/2以降に生まれ、次のいずれかに該当する方 ▷身体障がい者手帳の交付を受けている方 ▷都道府県知事、政令指定都市市長または児童相談所を設置する中核市の市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ▷児童相談所、知的障がい者厚生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障がい者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている方 ▷精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方

※学歴は、いずれもR9.3月末までに卒業見込みの方を含みます。
※免許、資格はR9.3月末までに取得見込みの方を含みます。
※各職種の区分B（公務員経験者）の実務経験は、R8.3月末時点において受験資格に定める経験期間を満たすことを要します。詳細はHPをご覧ください。